

ヤングケアラー支援ガイドライン (案)

札幌市

令和 4 年●月

目 次

1 はじめに	1
--------	---

【基本的な考え方】

2 ヤングケアラーの定義	2
3 ヤングケアラーへの支援の必要性	3

【現状と課題】

4 札幌市におけるヤングケアラーの実態	4
---------------------	---

【ヤングケアラーの発見、支援の方法】

5 ヤングケアラー支援の在り方	11
6 ヤングケアラー支援のための連携スキーム	13
7 ヤングケアラーの発見から対応まで	16
8 ヤングケアラーの相談窓口	27
9 ヤングケアラーの負担軽減につながるサービス	33
10 参考事例	35
11 情報の集約について	39

1 はじめに

【ヤングケアラーとは？】

近年、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもを指す「ヤングケアラー」が社会的課題となっています。

ヤングケアラーは、「お手伝いをするのは当たり前」と考える子どもや保護者がいること、「家庭内の問題のため話しにくい」と考える子どもがいることから、表面化しにくいという特徴があり、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響がある場合もあります。

ヤングケアラーへの支援は、ヤングケアラーからの「申し出」を待つのではなく、福祉、介護、医療、教育等といった様々な分野が連携し、潜在化しがちなヤングケアラーを早期に発見することが重要です。

国はこうした状況から、令和4年度から3年間をヤングケアラーの社会的認知度向上の「集中取組期間」に据え、様々な広報啓発を実施することとしています。なお、令和5年度からは、子ども家庭庁がヤングケアラーを所管する予定です。

【札幌市の状況】

札幌市では、令和3年6月に子ども関連施策を総合的かつ効果的に推進するための組織横断的な会議体である「子どもの権利総合推進本部」に作業WGを設置し、ヤングケアラーへの支援に向けて関係部局が連携して検討を進めました。

同年11月には、札幌市内のヤングケアラーの実態を把握するため、市立の中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校及びこれらに在籍する生徒を対象に、実態調査を実施しています。

調査結果からは、札幌市においても全国と同程度にヤングケアラーが存在していることが分かっており、その約半数がほぼ毎日お世話をしていることや、長時間お世話をしている子どもが一定割合存在していること、勉強する時間が取れない、自由になる時間が取れない、自由に過ごせる場所がないなど、日常生活への影響も見えています。

【ガイドライン作成の趣旨・目的】

関係機関・団体などがヤングケアラーに気づき、発見したヤングケアラーを適切な機関のサービスにつなげるためには、それぞれの機関が個別に機能するだけでなく、お互いの業務を理解した上で連携して取り組むことが重要です。

本ガイドラインは、ヤングケアラーを早期発見し必要な支援につなげていくことについて、関係機関及び関係者の共通認識を図っていくことを目的としています。

本ガイドラインについては、ヤングケアラー支援への取組を進める中で、随時見直しを図っていく予定です。また、子ども未来局では、本ガイドラインの運用状況を適宜把握し、ヤングケアラーへの支援に努めてまいります。

2 ヤングケアラーの定義

【本ガイドラインにおけるヤングケアラーの定義】

『ヤングケアラー』とは、法律上の定義はありませんが、厚生労働省のホームページでは、「一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているような子ども」とされており、本ガイドラインにおいても、厚生労働省の定義を準用しています。

なお、ヤングケアラーへの支援が年齢により途切れてしまうことのないよう、18歳を超えた者については若者支援総合センターが相談対応を行っています。詳細については26ページを参照してください。

<本ガイドラインにおける『ヤングケアラー』の定義>

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子ども

<ヤングケアラーの例(厚生労働省ホームページから)>



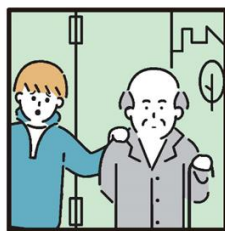
障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

【お手伝いとヤングケアラーの境界線は？】

お手伝いは、子どもの年齢や成長の度合いを考慮して与えられるもので、子どもが頑張ればできるようなことや、子どもが子どもとしての生活ができる範囲で行えるものを指します。

一方、子どもの年齢や成熟度に合わない重すぎる責任や作業が継続的に子どもにかかる場合や、その年齢の子どもとして想定される生活ができない場合はヤングケアラーに当たります。

3 ヤングケアラーへの支援の必要性

【子どもの権利について】

札幌市では、平成 20 年（2008 年）に「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（子どもの権利条例）」を制定し、市民とともに子どもの権利を大切にし、保障を進めることを宣言しています。

子どもの権利条例では、子どもが成長・発達していくために特に大切なものとして保障されなければならない権利として、「安心して生きる権利」、「自分らしく生きる権利」、「豊かに育つ権利」、「参加する権利」を規定しています。

<子どもの権利条例で定める特に大切な4つの権利>

安心して生きる権利

- ・愛情をもって育まれる
- ・いじめ、虐待等から守られる

自分らしく生きる権利

- ・個性が尊重される
- ・自由に思いや考えを表現する

豊かに育つ権利

- ・学び、遊び、休息する
- ・様々な経験をして豊かに育つ

参加する権利

- ・自分に関わることに参加する
- ・意見を表明する

【支援の必要性】

ヤングケアラーの子どもたちは、本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っていることで、学校に行けない、友達と遊ぶ時間がない、クラブ活動ができない、勉強に割く時間がつくれないなど、本来守られるべき子どもの権利（主に「豊かに育つ権利」）を侵害されている可能性があります。また、その結果、勉強や就職がうまくいかない、友人関係がうまく築けないなど、子どもの将来に影響を及ぼすことも考えられます。

<お世話を日常的に行うことで及ぼす恐れのある悪影響>

学業への影響

- ・遅刻・早退・欠席が増える
- ・勉強の時間が取れない

就職への影響

- ・自分にできると思う仕事の範囲を狭めて考えてしまう
- ・自分のやってきたことをアピールできない

友人関係への影響

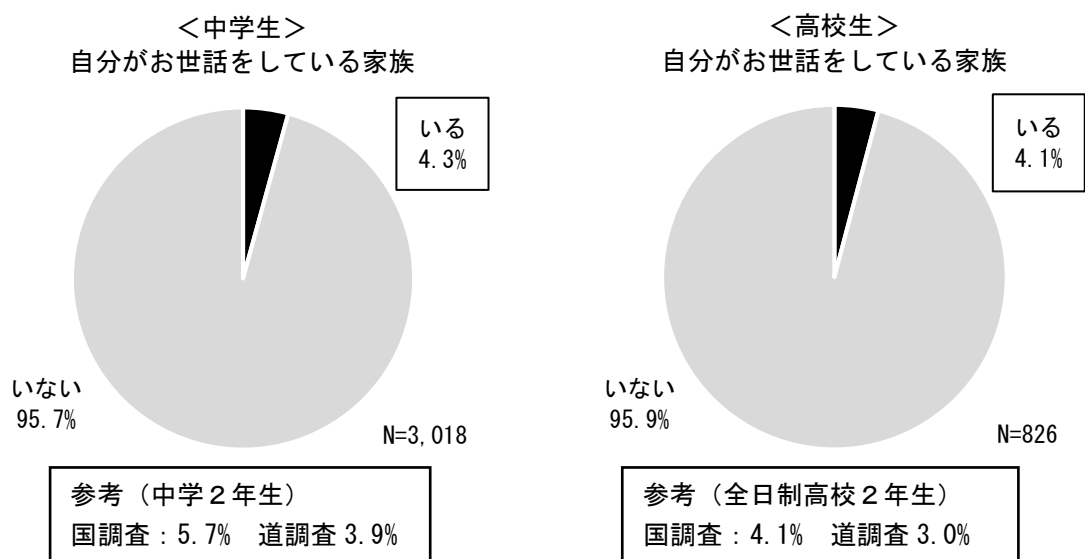
- ・友人等とコミュニケーションを取れる時間が少ない

4 札幌市におけるヤングケアラーの実態

【ヤングケアラーに関する実態調査による現状と課題】

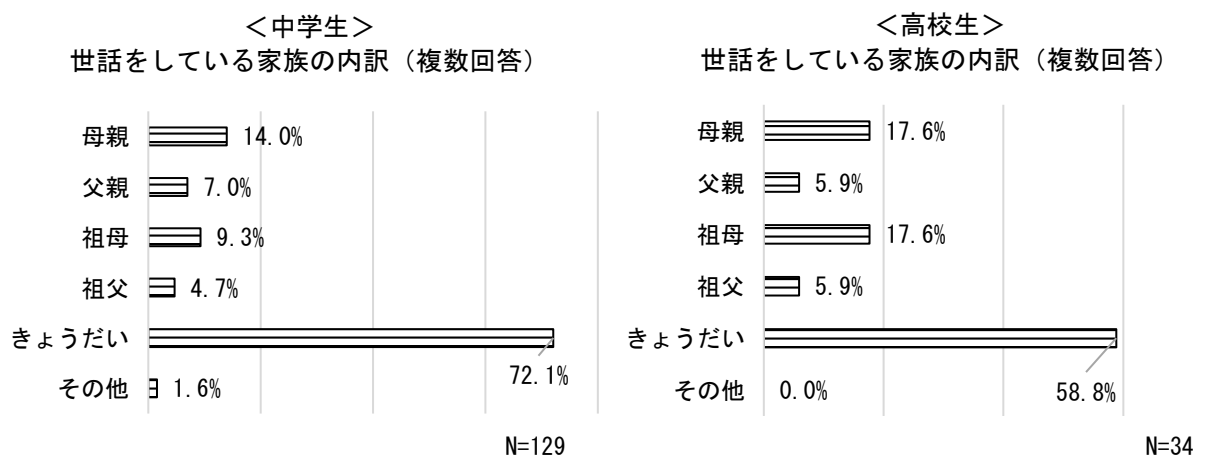
○ヤングケアラーの存在

札幌市が令和3年11月～12月に実施した「ヤングケアラーに関する実態調査」によると、「自分がお世話をしている家族がいる」と回答した子ども（ヤングケアラー）の割合は、中学生が4.3%、高校生が4.1%となっています。国や北海道の調査結果と比べると、札幌市においても全国と同程度にヤングケアラーが存在していることが分かっています。



○自分がお世話をしている家族の続柄

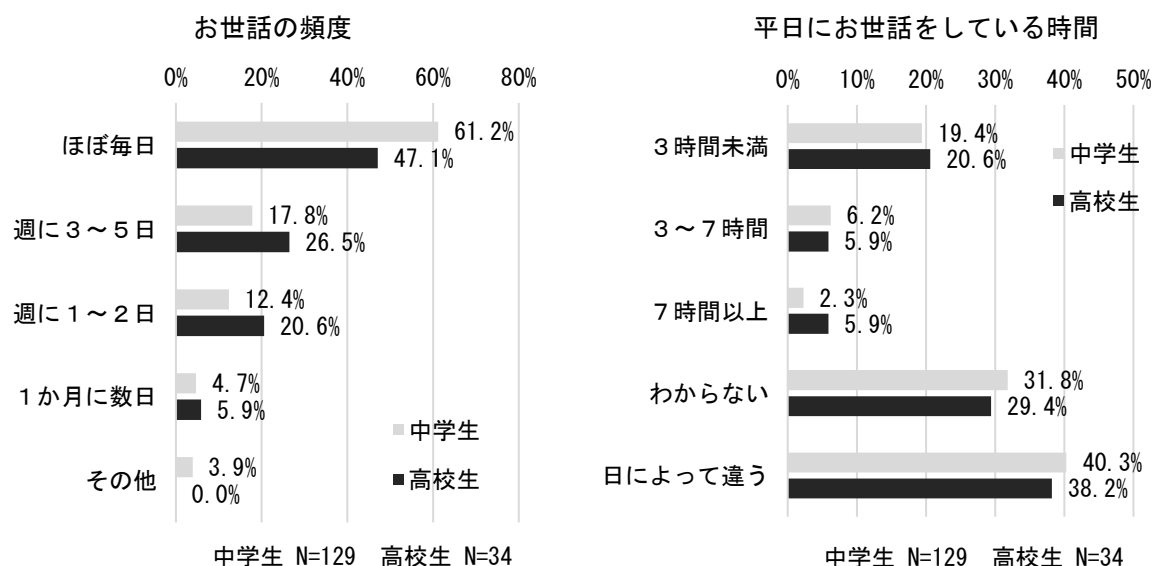
自分がお世話をしている家族の続柄の内訳は、中学生・高校生ともに「きょうだい」の割合が最も高くなっています。



○お世話の状況

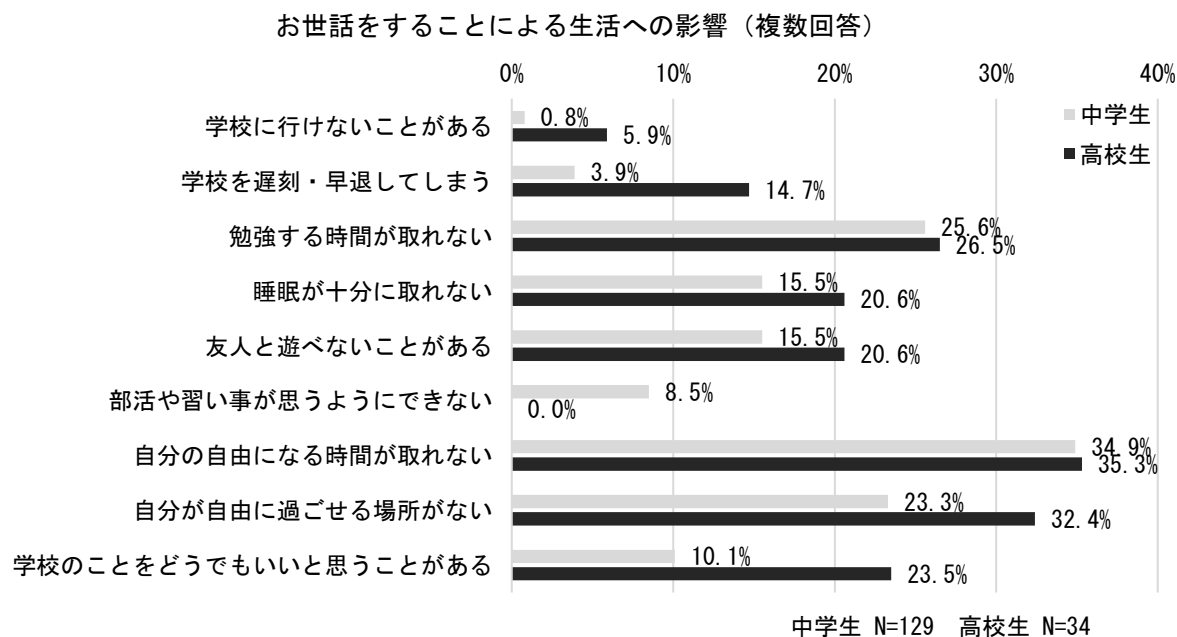
お世話の頻度は、中学生・高校生とも「ほぼ毎日」の割合が高くなっており、お世話が日常生活に組み込まれている様子が見えます。

また、平日にお世話をしている頻度は、中学生・高校生とも「日によって違う」や「わからない」と回答した割合が高くなっています。また、「7時間以上」とお世話に長時間費やしている子どもも一定数存在しています。



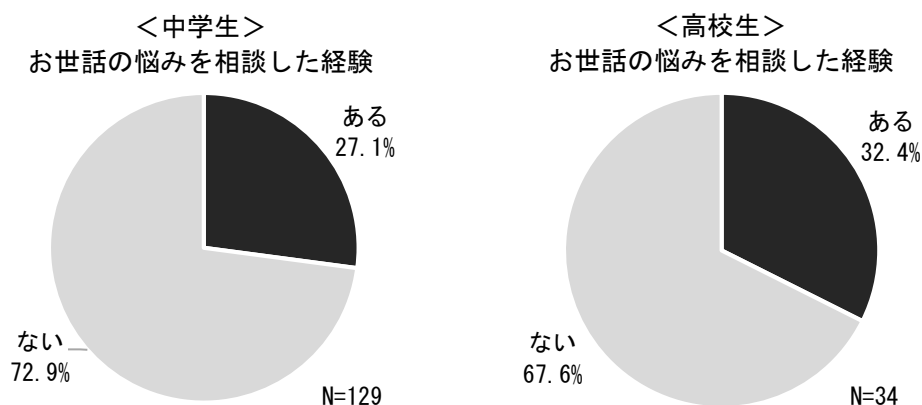
○お世話をすることによる生活への影響

お世話をすることによる生活への影響は、中学生・高校生とも「勉強する時間が取れない」、「自分の自由になる時間がとれない」、「自分が自由に過ごせる場所がない」などの回答割合が高く、お世話をすることで自分の時間や場所が取れない状況であることが分かります。



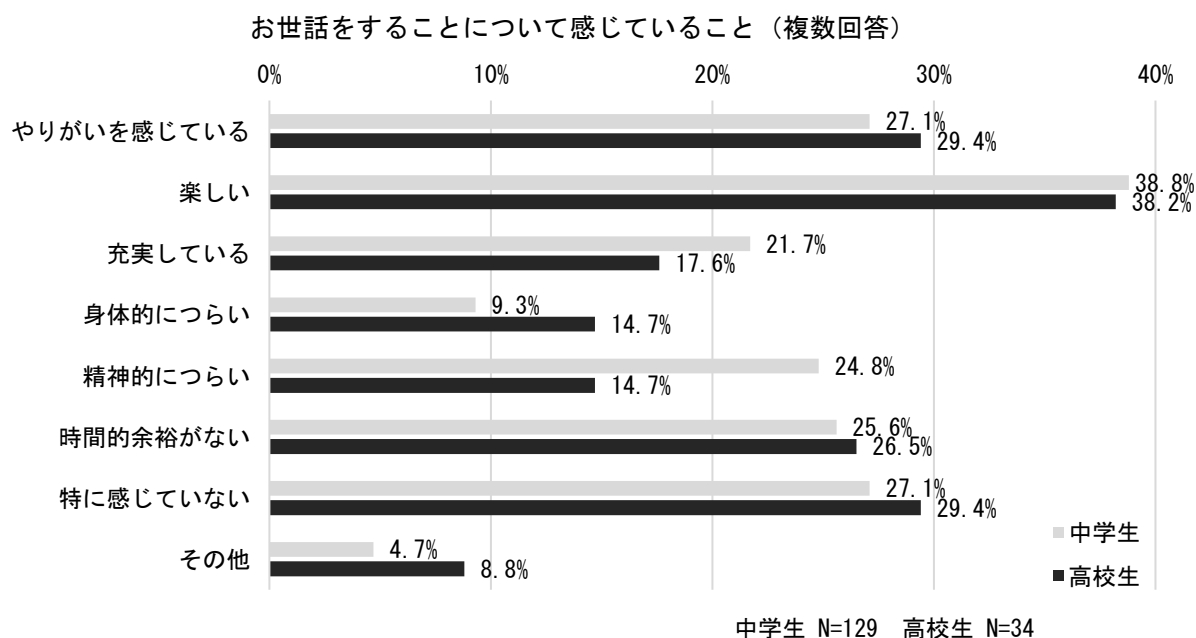
○お世話の悩みを相談した経験の有無

中学生・高校生とも「相談経験がある」と回答した割合は3割程度に留まっています。相談していない理由については、相談経験がない子どもの半数以上が「誰かに相談するほどの悩みではない」と回答しています。



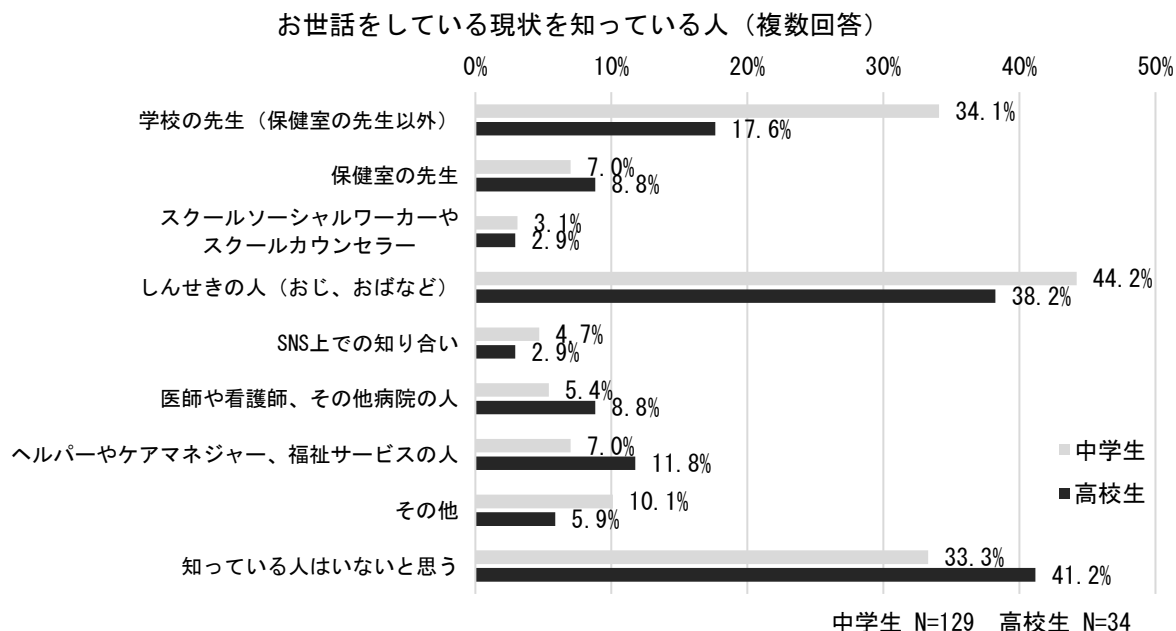
○お世話をすることについて感じていること

お世話について、「やりがいを感じている」、「楽しい」、「充実している」など前向きに捉えている子どもがいる一方、「身体的につらい」、「精神的につらい」、「時間的余裕がない」とつらさを感じている子どもも同程度存在していることが分かります。



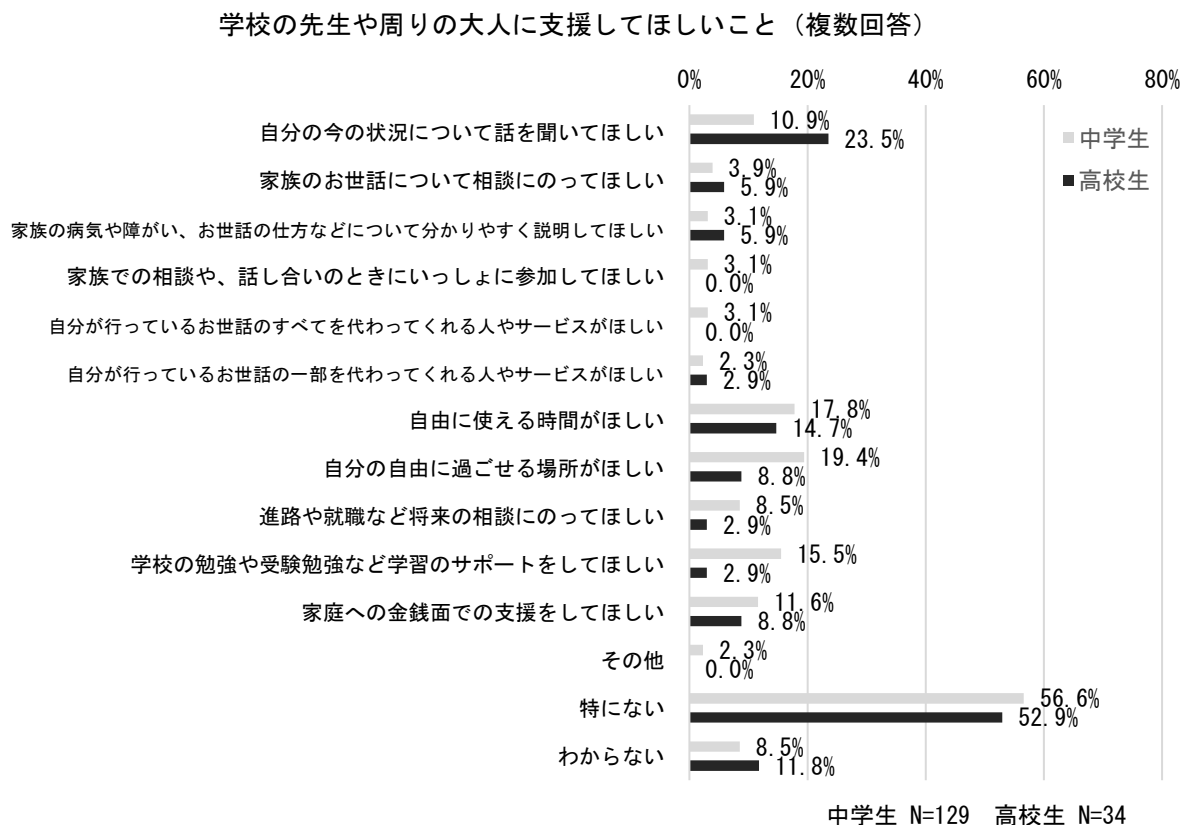
○お世話をしている現状を知っている人

中学生は3割、高校生は4割が「知っている人はいないと思う」と回答しています。中学生と高校生を比較すると、高校生は「学校の先生（保健室の先生以外）」と回答した割合が中学生の半分程度となっていることが分かります。



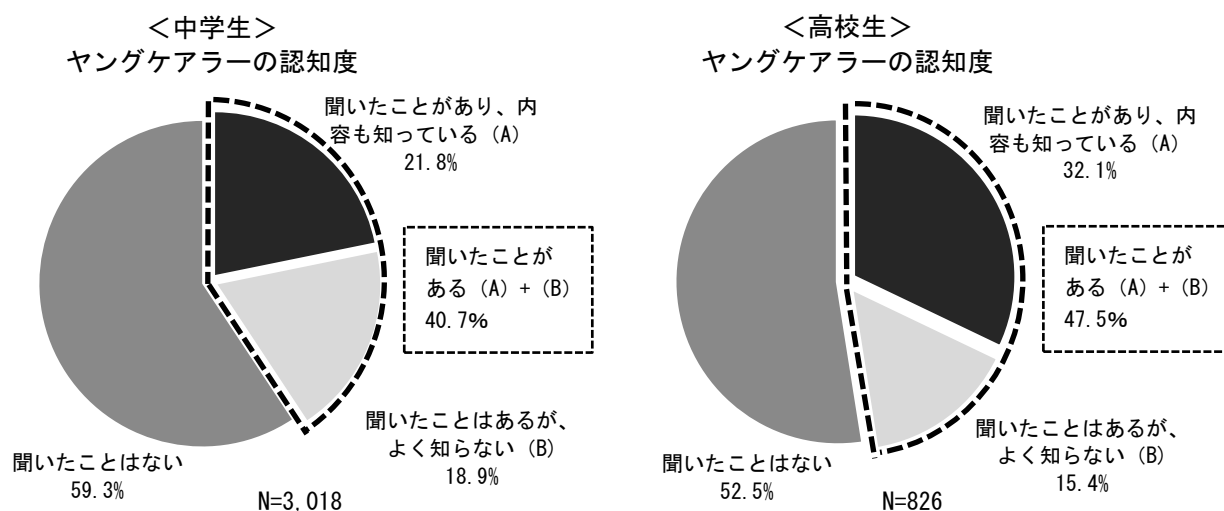
○学校の先生や周りの大人に支援してほしいこと

中学生・高校生とも「特にない」と回答した割合が5割以上と高くなっています。中学生と高校生を比較すると、高校生では「自分の今の状況について話を聞いてほしい」と回答した割合が高くなっていることが分かります。



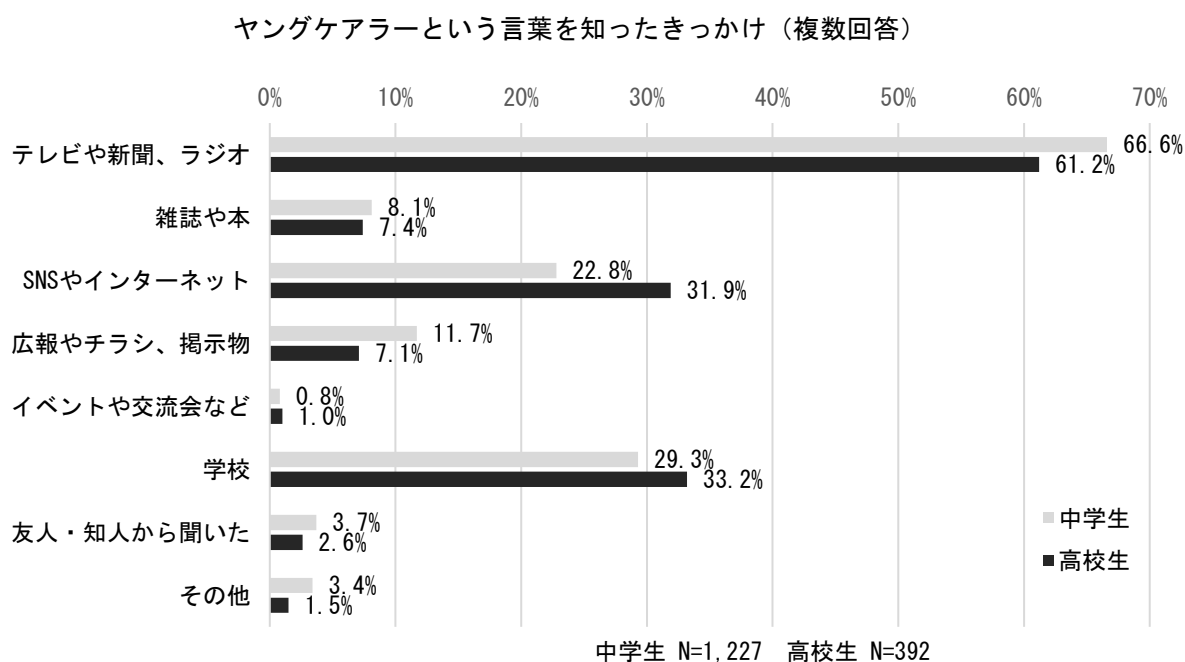
○ヤングケアラーの認知度

ヤングケアラーという言葉について、中学生・高校生の4割以上が「聞いたことがある」と回答しています。高校生は中学生に比べてヤングケアラーの認知度が高い傾向がみられます。



○ヤングケアラーという言葉を知ったきっかけ

ヤングケアラーという言葉を知ったことがある中学生・高校生の6割以上が「テレビや新聞、ラジオ」で知ったと回答しています。「学校」や「SNSやインターネット」も3割程度と割合が高くなっています。

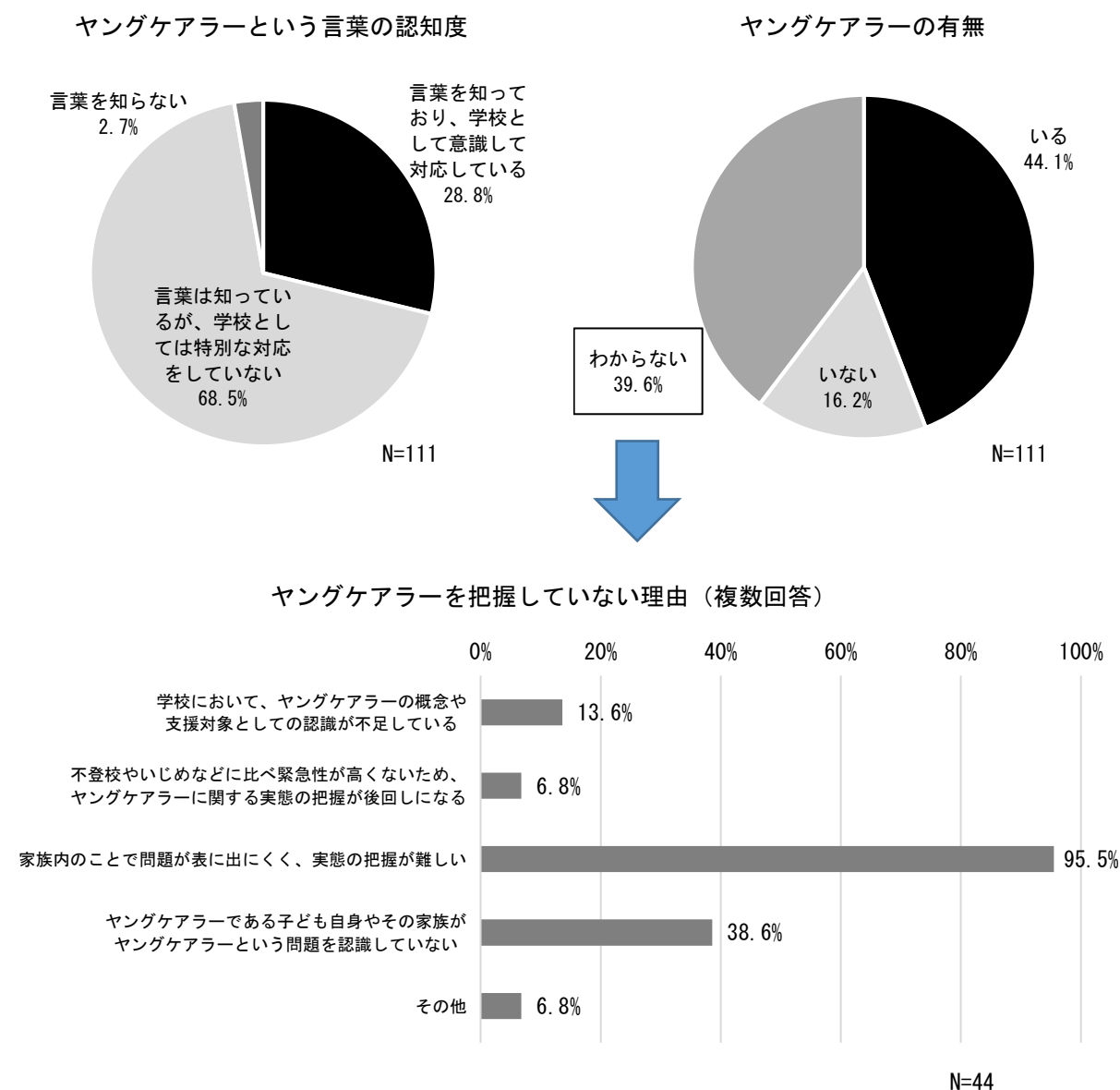


○学校の把握状況

市立の各学校への調査結果によると、ヤングケアラーという言葉を知り、意識して対応している学校は3割程度に留まっており、特別な対応が行われている学校はまだ少ないことが分かります。

また、各学校におけるヤングケアラーの存在について、「把握している」と回答した学校は約4割となっている一方、「わからない」と回答した学校もほぼ同程度存在しています。

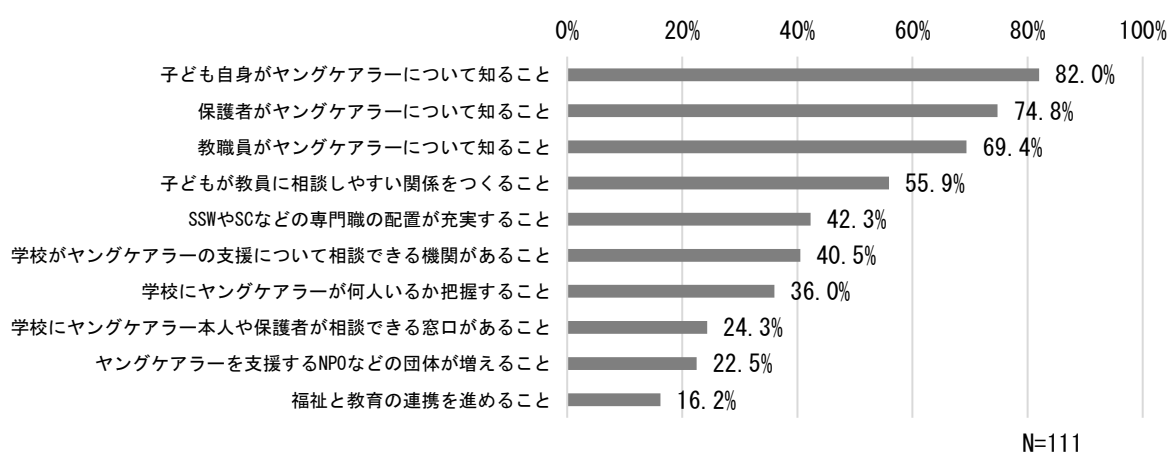
「わからない」と回答した学校がヤングケアラーを把握していない理由は、「家族内のことで問題が表に出にくく、実態の把握が難しい」と回答した割合が95.5%と高くなっており、学校現場でヤングケアラーを発見することは難しいことが分かっています。



○ヤングケアラー支援のために必要なこと（学校視点）

学校からの視点で、ヤングケアラーを支援するために必要だと思うことは、「子ども自身がヤングケアラーについて知ること」、「保護者がヤングケアラーについて知ること」、「教職員がヤングケアラーについて知ること」の割合が高くなっており、支援の前段として、ヤングケアラーの認知度を高めていく必要があると考えていることが分かります。

ヤングケアラー支援のために必要なこと（複数回答）



【まとめ】

調査結果から、中高生は相談経験が少ないことや、お世話をしている現状を知っている大人がいないと感じていること、学校視点でも発見が難しいことなど、潜在化するヤングケアラーの姿が明らかになっています。

また、中学生と高校生では、相談経験や相談相手、相談ニーズ等に違いが見られることもわかっています。

これらの調査結果から、ヤングケアラーを支援するためには、以下の考え方が重要となります。

<調査結果から見てきたヤングケアラー支援の考え方>

- 潜在化するヤングケアラーへの支援にあたっては、学校や福祉関係機関等による早期発見が重要。
- 特に中学生以下のヤングケアラーについては、本人の自覚がない場合が多く、早期発見の重要性は極めて高い。
- 中学生・高校生における大人に求める支援を比較すると、中学生では「自由に過ごせる場所がほしい」「学習サポートをしてほしい」、高校生では「今の状況について話を聞いてほしい」のニーズが高いなど違いがみられることから、ヤングケアラーをひとくくりにせず、その年齢や状況に応じた本人に寄り添った支援が必要。

5 ヤングケアラー支援の在り方

【基本的な考え方】

ヤングケアラーに係る問題は、家族が抱える様々な課題が関係し合い、複合化しやすいという特徴があります。支援にあたっては、そのケースに応じて、障がい福祉部門や高齢者福祉部門、子どもが通う学校など、それぞれの専門領域から関わっていくこととなります。

「ヤングケアラーに対して特別な支援をしなければならない」と難しく捉える必要はなく、各機関・部署の担当者がそれぞれの所掌範囲から少し視野を広げ、それぞれの立場の中でできることを考えることが大切です。そして、既存の支援をケースごとに組み合わせるためには複数の関係機関による連携が重要となります。

厚生労働省の子ども・子育て支援推進調査研究事業で作成された「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」では、多機関が連携して支援を行う際の支援の在り方・姿勢として、連携支援十か条を定めています。

<連携支援十か条>

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① ヤングケアラーが生じる背景を理解し、家族を責めることなく、家族全体が支援を必要としていることを各機関が理解すること② 緊急の場合を除いて、ヤングケアラー本人抜きで性急に家庭に支援を入れようとすることはせず、本人の意思を尊重して支援を進めることが重要であることを各機関が理解すること③ ヤングケアラー本人や家族の想いを第一に考え、本人や家族が希望する支援は何か、利用しやすい支援は何かを、各機関が協力して検討すること④ 支援開始から切れ目なく、また、ヤングケアラー本人や家族の負担になるような状況確認が重複することなく、支援が包括的に行われることを目指す⑤ 支援を主体的に進める者(機関)はだれか、押しつけ合いをせずに明らかにすること⑥ 支援を進める者(機関)も連携体制において協力する者(機関)も、すべての者が(機関)が問題を自分事として捉えること⑦ 各機関や職種は、それぞれの役割、専門性、視点が異なることを理解し、共通した目標に向かって協力し合うこと⑧ 既存の制度やサービスで対応できない場合においても、インフォーマルな手段を含め、あらゆる方法を模索するとともに、必要な支援や体制の構築に向けて協力すること⑨ ヤングケアラー本人や家族が支援を望まない場合でも、意思決定のためのサポートを忘れずに本人や家族を気にかけて、寄り添うことが重要であることを各機関が理解すること⑩ 円滑に効果的に連携した支援を行うことができるよう、日頃から顔の見える関係づくりを意識すること |
|---|

【ヤングケアラー支援の流れ】

ヤングケアラー支援の一般的な流れは下記のとおりです。

<ヤングケアラー支援の一般的なフロー>

手順	説明
①ヤングケアラーの 発見	学校関係者や地域の関係者などの子どもに関わる分野の関係者は、子どもの生活状況等からヤングケアラーを発見します。 また、保健・福祉・医療分野の関係者は、ケア対象者の家族に目を向けることで、ヤングケアラーを発見します。
②本人や家族の意思 確認	ヤングケアラーの発見者は、本人や家族が、現在の状況をどのように捉えているか、支援が必要であると考えているかなど、意思や希望を確認します。
③リスクアセスメント・ 連携の必要性の判断	ヤングケアラーの発見者は、子どもの状況(ケア対象、時間、ケア内容、家庭状況、生活状況、健康状態)や上記②の情報を踏まえ、支援の必要性について検討します。
支援が必要な場合は、発見者が職域の範囲で対応する (関係機関と連携した対応が必要な場合は④に進む)	
④課題の共有・ 支援計画の検討 (ケース会議等)	ヤングケアラーの支援を検討する上で必要な情報(ヤングケアラー本人に関する情報やケア対象者に関する情報)を関係機関で共有し、アセスメントを行い、必要に応じて支援目標や支援計画を立てていきます。
⑤支援の実施～見守り	上記④のアセスメント結果に沿って、各関係機関が支援を実施します。必要な場合には、各支援者や地域と連携をしながら、ヤングケアラーの見守りをします。

6 ヤングケアラー支援のための連携スキーム

【関係機関の役割と連携の枠組み】

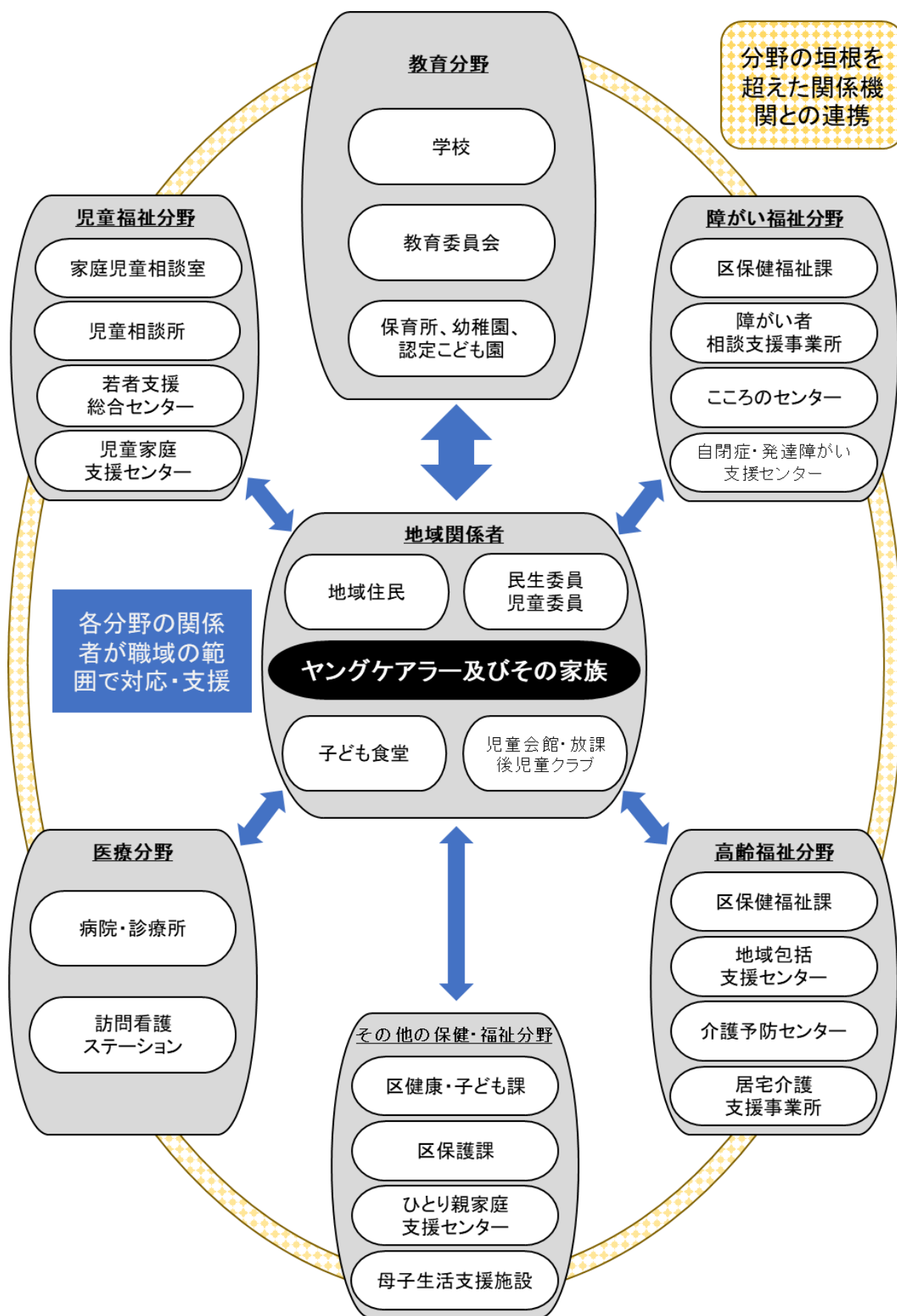
ヤングケアラーがおかれている状況は多岐にわたるため、ヤングケアラーを含む世帯支援を行うためには、分野の垣根を超えた機関連携が必要となることがあります。

ヤングケアラー支援における主な関係機関の役割は以下のとおりとなります。また、ヤングケアラー及びその家族を支えるための関係機関の連携の枠組みは次ページのとおりにとなります。

<ヤングケアラー支援における主な関係機関の役割>

分野		主な機関例	主な役割
子どもに関わる分野	児童福祉分野	・区家庭児童相談室 ・児童相談所 ・児童家庭支援センター ・若者支援総合センター	子どもに関する様々な問題について、家庭その他からの相談に応じるほか、関係機関とともに状況を把握し、福祉サービスの窓口につなげる役割を担う
	教育分野	・教育委員会 ・学校 ・保育所、幼稚園、認定こども園	ヤングケアラー本人と接する時間が長く、発見・把握等で特に重要な役割を担う
	地域関係者	・児童会館、放課後児童クラブ ・民生委員・児童委員 ・子ども食堂 ・地域住民	身近な場所でヤングケアラーを含む家族を支える役割を担うとともに、適切な遊びの場や生活の場、地域交流の場を提供する
ケア対象者に関わる分野	障がい福祉分野	・区保健福祉課 ・障がい者相談支援事業所 ・こころのセンター ・自閉症・発達障害支援センター	障がいに関する相談に応じ、必要な情報の提供や福祉サービスの利用支援等を行う
	高齢者福祉分野	・区保健福祉課 ・地域包括支援センター ・介護予防センター ・居宅介護支援事業所	高齢者に関する相談に応じ、介護サービスの利用調整や家庭状況の把握等を行う
	その他の保健・福祉分野	・区健康・子ども課 ・区保護課 ・ひとり親家庭支援センター ・母子生活支援施設	保護者や家族の健康支援、生活保護、ひとり親家庭等に関する相談に応じ、必要に応じて関係機関と情報共有や連携した支援を行う
	医療分野	・病院・診療所 ・訪問看護ステーション	ヤングケアラー本人やケア対象者への医療的ケアを担う

<ヤングケアラー及びその家族を支える連携の枠組み>

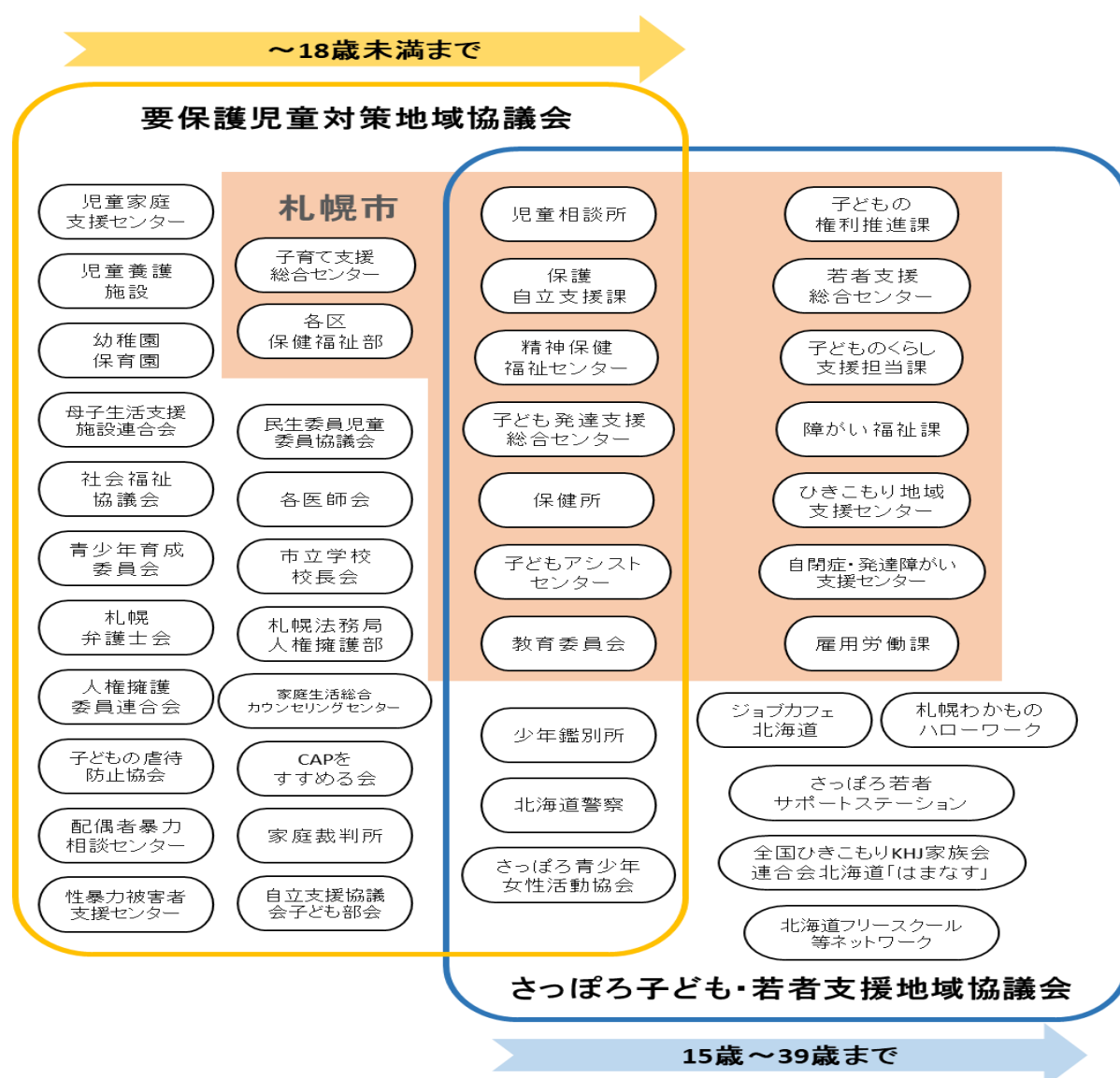


【多機関連携が必要な場合の具体的手法】

ヤングケアラーのおかれている状況が、経済的困窮や要介護、精神疾患など、様々な課題が複合的に絡み合っている場合には、関係各所が連携して、組織横断的に取り組む必要があります。特に、支援の上で地域のネットワークの活用が求められる場合や、世帯が養育上の問題を抱えている場合には、要保護児童対策地域協議会または子ども・若者支援地域協議会の活用を検討してください。

<要保護児童対策地域協議会および子ども・若者支援地域協議会の概観>

要保護児童対策地域協議会	子ども・若者支援地域協議会
支援が必要な子どもや保護者について、関係機関が情報交換や支援内容の協議を行うネットワーク。各区家庭児童相談室が事務局を担っている。	社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者について、関係機関が情報交換等を行うネットワーク。若者支援総合センターが事務局を担っている。



7 ヤングケアラーの発見から対応まで

【ヤングケアラー発見のきっかけ】

ヤングケアラーは、家庭内の問題であることや子ども自身やその家族がヤングケアラーであることを認識していないこと、周囲が異変に気付いても家族の問題に対して介入しづらいことなどから、「潜在化しやすい」という特徴があります。このため、ヤングケアラーの存在にいかに関心を持ち、必要な支援につなげていくかが重要となります。

ヤングケアラーの発見者として、子どもと日頃接する時間が長い「学校関係者」が果たす役割は大きいといえます。また、ヤングケアラーやその家族と日頃から接する「地域の関係者」は、行政機関や支援事業所の支援者よりも身近な存在であることから、日頃子どもと接する中で変化に気付くことができます。「保健・福祉・医療分野の関係者」は、支援を行う対象者の家族にサポートが必要なヤングケアラーがいるかもしれないということを意識することで、ヤングケアラーを発見しうる立場にいます。

それぞれの立場のヤングケアラーの存在に気付くヒントとしては、次ページの例を参考にしてください。

<本人の自覚がない場合のポイント>

ヤングケアラー支援の特徴として、本人や家族に自覚がない状態では、自分からサポートを求めることが難しい点があります。支援に当たっては、ヤングケアラー本人や家族との信頼関係を構築し、心を開くまで寄り添い、タイミングを見て話を聞くなど、本人を支えていく姿勢が重要となります。

その役割を担うのは、ヤングケアラーの発見・把握で重要な役割を持つ学校の他、地域からの相談を受けたケア対象者を支援する機関・部署、ハイリスクケースにおける児童相談所など、そのケースに応じて様々です。

信頼関係を構築した方々が関係機関とのパイプ役になることで、適切な支援につながっていく場合もあります。

<ヤングケアラーに気付くきっかけの例>

分野	きっかけの例
学校関係者	☐ 遅刻や早退が多い ☐ 保健室で過ごしていることが多い ☐ 幼いきょうだいの送迎をしていることがある ☐ 本人の健康上に問題がなさそうだが欠席が多い、不登校である ☐ 提出物が遅れがちである ☐ 持ち物がそろわないことがある ☐ しっかりしすぎている ☐ 優等生でいつも頑張っている ☐ 子ども同士よりも大人と話しが合う ☐ 周囲の人に気を遣いすぎる ☐ 服装が乱れている ☐ 児童・生徒から相談がある ☐ 家庭訪問時や生活ノート等にケアをしていることが書かれている ☐ 保護者が授業参観や保護者面談にこない
地域の関係者	☐ 学校へ行くべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある ☐ 毎日のようにスーパーで買い物をしている ☐ 毎日のように洗濯物を干している ☐ 自治会の集まり等、通常大人が参加する場に子どもだけで参加している ☐ 民生委員・児童委員による訪問時にケアの状況を把握する ☐ 子ども食堂での様子に気になる点がある ☐ 生活のために、家庭の事情で仕事をしている ☐ ごみに関する問題が発生している ☐ 家賃不払いにより自宅を退去している ☐ 子どもが親の通訳をしている
保健・福祉・医療分野の関係者	☐ 家族の介護・介助をしている姿を見たことがある ☐ 日常の家事をしている姿を見たことがある ☐ 家庭訪問時や来所相談時に常に傍にいる ☐ 家族の付き添いをしている姿を見かけることがある ☐ 来院時などに本人の身なりが整っていない ☐ 虫歯が多い

【本人や家族の意思確認】

ヤングケアラーと思われる子どもを発見した場合、本人や家族が、現在の状況をどのように捉えているか、支援が必要であると考えているかなどの意思や希望を確認することが重要です。本人や家族の意思を確認することは、本人たちが意図しないところで勝手に支援が進められてしまうといった行き違いを防ぐこととなります。これは本人や家族との信頼関係を構築していく上でもとても大切なことです。

本人や家族の意思を確認する際は、以下のポイントに留意しましょう。

<本人や家族の意思を確認する際のポイント>

- 虐待と絡むようなやむを得ない場合を除き、あくまで本人や家族の意思を尊重しましょう。
ヤングケアラー本人は、必ずしもケアを止めたいと思っているとは限りません。
- ヤングケアラー本人や家族は、当事者同士でこれまで築いてきた関係性や、家族の中での役割があります。また、家族が子どもに家事等の負担をかけてしまっていることを申し訳なく思っている場合もあります。ヤングケアラー本人や家族を責めるような言い回しにならないよう意識し、それぞれの想いやプライドを尊重しましょう。

【リスクアセスメント・連携の必要性の判断】

本人や家族の意思確認の後、発見者が初期介入を行い、すぐに支援につなげる必要があるか否かの判断を行います。子ども本人に危険が及んだり、心身に危険が及んだりする可能性がないか、重大な権利侵害がないかなどを確認し、そのリスクがあれば速やかに児童相談所に連絡しましょう。

初期介入時のポイントは以下のとおりです。次ページからは、発見者ごとの対応例やフローを紹介していますので、併せて参考にしてください。

<初期介入の流れとポイント>

(初期介入の流れ)

- ① まずはヤングケアラーを発見した機関が本人や家族から話を聞く。
- ② 必要なケアの全体像とヤングケアラーが担っている部分を整理するとともに、ヤングケアラーの生活状況や健康状態、子どもの権利侵害がないかなどの状況を把握する。
- ③ ②の情報を踏まえ、支援の必要性について検討する。

(ポイント)

- ・ヤングケアラー本人を支援してもケアの負担自体は変わらないため、ヤングケアラーが直面する課題に対しては、ケア対象者を含む家族全体へのアプローチが必要
- ・状況把握を急ぐあまり、ヤングケアラー本人や家族の意思を尊重できず、支援者との関係性がこじれてしまわないよう留意する
- ・家庭の状況を周囲に知られたくない場合は少なくないため、プライバシーに配慮する
- ・本人の意思を確認することなく、本人からの相談内容を家族に伝えることは原則しない
- ・ヤングケアラーの家庭の状況を他の関係機関と共有する場合は、本人である子どもの同意を得た後、保護者の同意を得ること

<対応例1：小中学校の関係者が発見した場合>

- ①教職員が、欠席や遅刻が多い児童生徒に対して面談を行ったところ、日頃から家族の世話や家事をしているなど、ヤングケアラーである端緒を発見する。
- ②校内の検討体制において、児童生徒の状況（ケア対象、時間、ケア内容、家庭状況、生活状況、健康状態、本人や家族の意思等）について情報を整理し、支援の必要性を検討する。

POINT

緊急・虐待の疑いがある場合は、速やかに児童相談所に連絡すること

<児童相談所 連絡先>

011-622-8630

- ③支援が必要な場合は、心身のケア等、学校でできる対応や見守りを行う。

(例) ・本人の状況把握、状況の変化の確認
・校内における情報共有と支援体制の構築
・校内支援の実施

以下、支援にあたり関係機関の連携が必要な場合

- ④すでに連携している障がい福祉、高齢者福祉、医療、その他の保健・福祉分野の関係機関があれば、その関係機関へ連絡・相談を行う。連携している外部機関がなければ、区家庭児童相談室へ連絡・相談を行う。

<区家庭児童相談室 連絡先>

中央区:011-205-3353

豊平区:011-822-2423

北 区:011-757-1182

清田区:011-889-2049

東 区:011-711-3212

南 区:011-581-5211

白石区:011-862-1881

西 区:011-621-4241

厚別区:011-895-2497

手稲区:011-688-8596

- ⑤地域のネットワークを活用した支援が必要な場合や、世帯が養育上の問題を抱えている場合は、要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議等で関係機関が情報を共有し、支援方針を策定して支援を実施する。

<まとめ> 連携の要・不要で、以下の対応が想定されます

連携が不要:学校における対応・見守り(③)

連携が必要:学校、区家庭児童相談室、関係機関が連携して対応(④)

要支援児童など:要保護児童対策地域協議会ケースとして対応(⑤)

<対応例2：高等学校の関係者が発見した場合>

- ①教職員が、生徒から家族のケアに関する相談を受け、ヤングケアラーである端緒を発見する。
- ②校内の検討体制において、児童生徒の状況（ケア対象、時間、ケア内容、家庭状況、生活状況、健康状態、本人や家族の意思等）について情報を整理し、支援の必要性を検討する。

POINT

緊急・虐待の疑いがある場合は、速やかに児童相談所に連絡すること

<児童相談所 連絡先>

011-622-8630

- ③支援が必要な場合は、心身のケア等、学校でできる対応や見守りを行う。

(例) ・本人の状況把握、状況の変化の確認
・校内における情報共有と支援体制の構築
・校内支援の実施

以下、支援にあたり関係機関の連携が必要な場合

- ④すでに連携している障がい福祉、高齢者福祉、医療、その他の保健・福祉分野の関係機関があれば、その関係機関へ連絡・相談を行う。連携している外部機関がなければ、区家庭児童相談室または若者支援総合センターへ連絡・相談を行う。

POINT

若者支援総合センターでは、若者が抱えるさまざまな悩みや希望に寄り添い、実現に向けたサポートをしています。

<若者支援総合センター 連絡先>

011-223-4421

- ⑤地域のネットワークを活用した支援が必要な場合や、世帯が養育上の問題を抱えている場合は、その状況に応じて、要保護児童対策地域協議会や子ども・若者支援地域協議会の個別ケース検討会議等で関係機関が情報を共有し、支援方針を策定して支援を実施する。

<まとめ> 連携の要・不要で、以下の対応が想定されます。

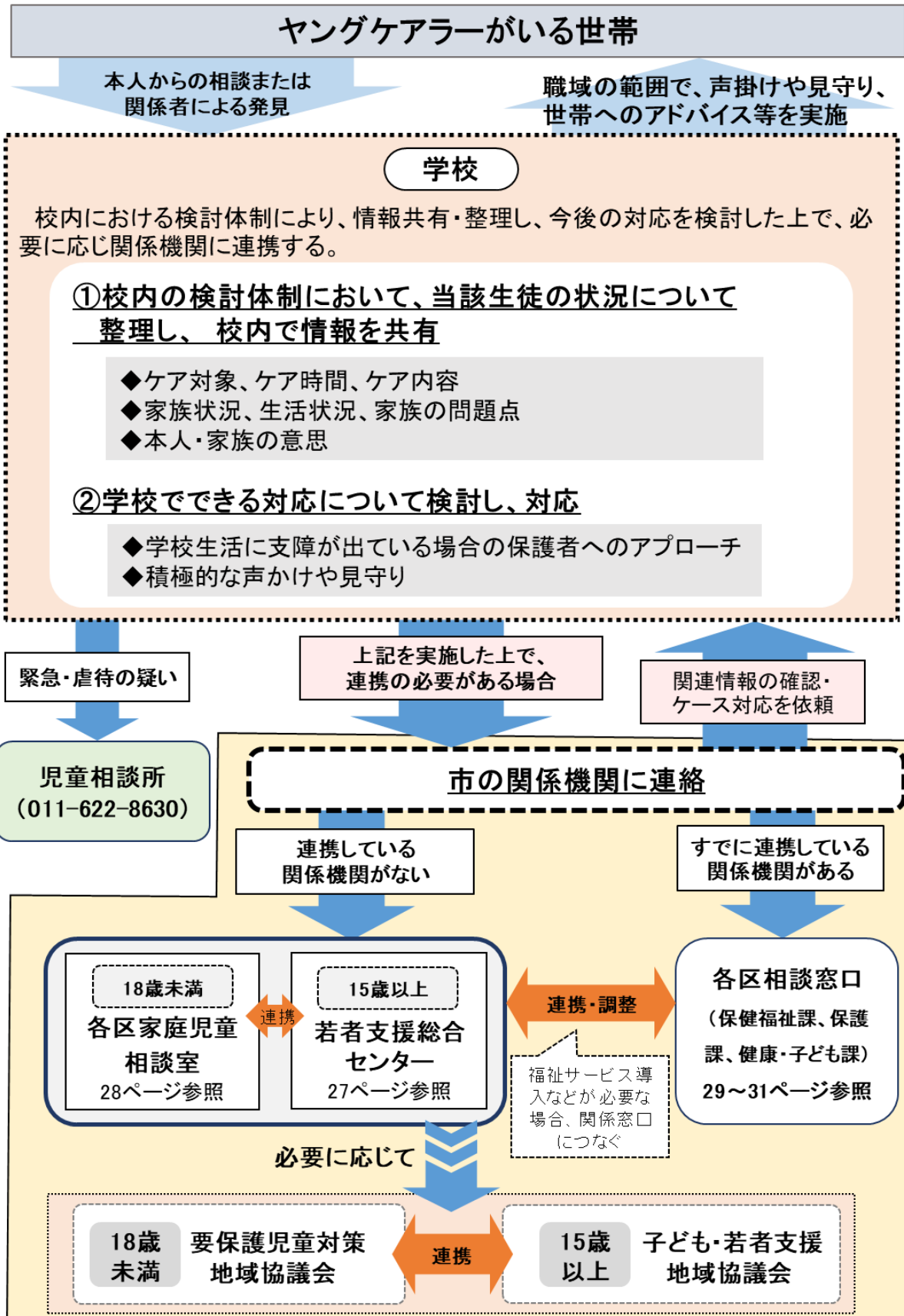
連携が不要:学校における対応・見守り(③)

連携が必要:学校、若者支援総合センター、関係機関が連携して対応(④・⑤)

要支援児童など:要保護児童対策地域協議会ケースとして対応(⑤)

<学校が発見した場合のフロー（対応例1・2）>

学校関係者向け



<対応例3：民生委員・児童委員や子ども食堂など地域の関係者が発見した場合>

- ①地域の関係者が、子どもの日頃の生活状況から、ヤングケアラーである端緒を発見する。
- ②子どもの状況（ケア対象、時間、ケア内容、家庭状況、生活状況、健康状態、本人や家族の意思等）について情報を整理し、支援の必要性を検討する。

POINT

- ・緊急・虐待の疑いがある場合は、速やかに児童相談所に連絡すること

<児童相談所 連絡先>

011-622-8630

- ・子どもの様子が心配だと感じた場合は、児童会館や子ども食堂を巡回している子どもコーディネーターに相談することもできます

<子どもコーディネーター 連絡先>

011-223-4421

- ・近所の住人が発見した場合は 26 ページを参照ください

- ③必要に応じて、積極的な声掛けや見守り、世帯へのアドバイス等を実施する。

以下、支援にあたり関係機関の連携が必要な場合

- ④支援が必要と感じたら、すでに福祉サービスを受けている場合や特定の福祉サービスが必要である場合は、そのサービスに応じた区の窓口へ連絡・相談する。様々な課題が複合的に絡み合っている場合や判断に迷う場合には、家庭児童相談室や若者支援総合センターに連絡・相談する。
連絡・相談を受けた機関は、発見者からの情報を引き継ぎ支援に当たる。

各区相談窓口:29～31 ページ参照 区家庭児童相談室:28 ページ参照
若者支援総合センター:27 ページ参照

- ⑤地域のネットワークを活用した支援が必要な場合や、世帯が養育上の問題を抱えている場合は、要保護児童対策地域協議会や子ども・若者支援地域協議会の個別ケース検討会議等で関係機関が情報を共有し、支援方針を策定して支援を実施する。

<まとめ> 支援の要・不要で、以下の対応が想定されます

支援が不要:地域における見守り(③)

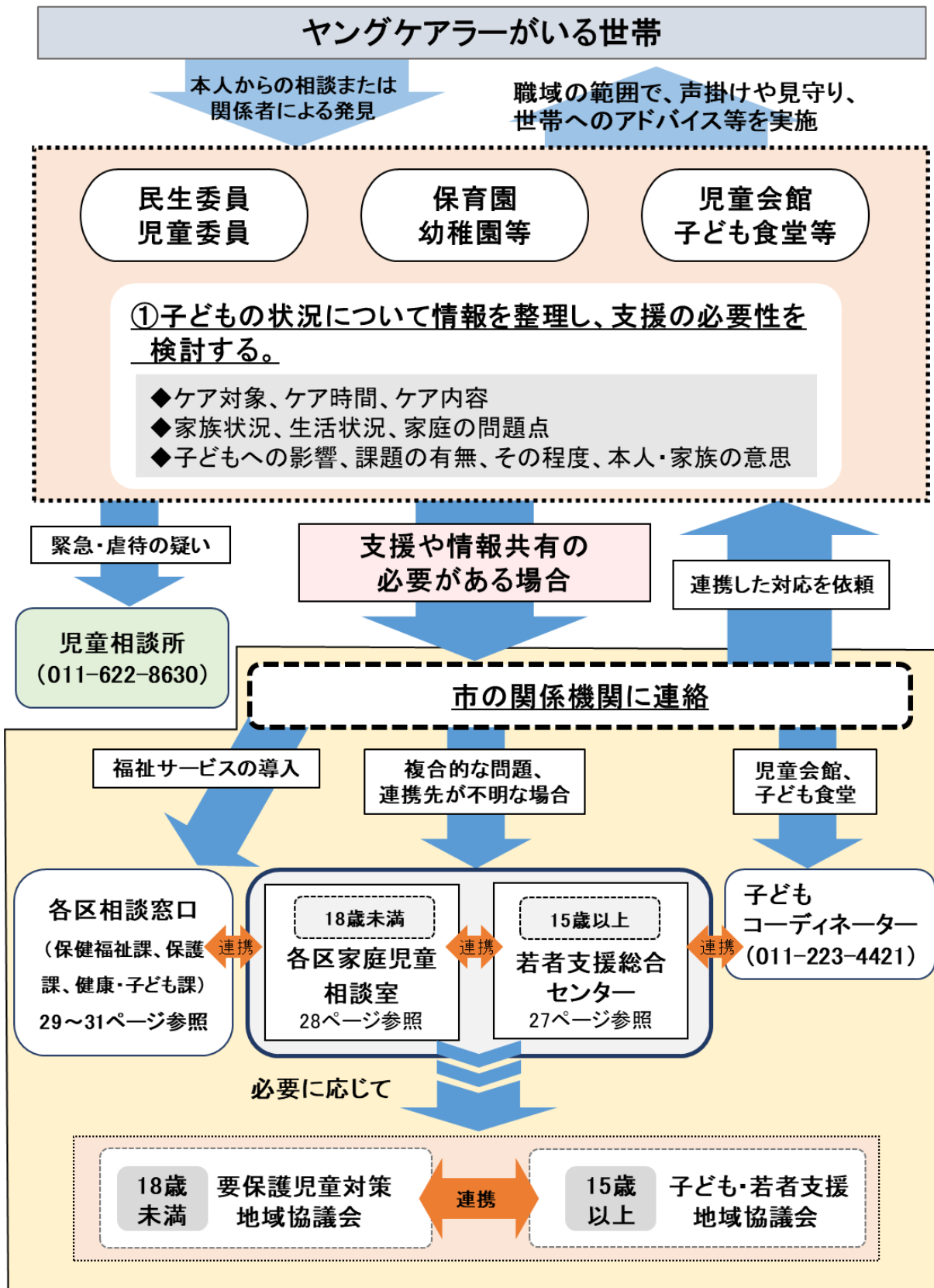
支援が必要:地域関係者、関係機関が連携して対応(④)

要支援児童など:要保護児童対策地域協議会ケースとして対応(⑤)

<地域の関係者が発見した場合のフロー（対応例3）>

地域・その他関係者向け

※近所の住人が発見した場合
のフローは26ページ参照



<対応例4：障がい福祉などのケア対象者に関わる分野の関係者が発見した場合>

①障がい福祉サービスや介護サービス等のケア対象者に関わる分野の関係者（ケアマネジャー、ホームヘルパー、訪問看護師等）が、業務としてケア対象者やその家族と接する中で、ヤングケアラーの存在を発見する。

②発見した事業所内において、情報整理（ケア対象、時間、ケア内容、家庭状況、生活状況、健康状態、本人や家族の意思等）を行うとともに、当該ケースに対してサービス利用調整やその他の家族へのアプローチにより、ヤングケアラーの負担軽減ができないか検討・調整を行う。

POINT

・緊急・虐待の疑いがある場合は、速やかに児童相談所に連絡すること
<児童相談所 連絡先>
011-622-8630

③状況が改善されないなど、関係機関との連携が必要な場合は、各区保健福祉部と連携するとともに各サービスの関係者会議等で情報共有を行い、サービス利用計画の見直しや他施策の利用ができないか検討・調整を行う。

POINT

ケア対象者に関わる分野別の総合相談窓口には、区保健福祉部以外に以下の機関があります。詳細については、「8 ヤングケアラーの相談窓口」(P27)をご覧ください。

障がい福祉サービス：障がい者相談支援事業所(19 か所)
高齢福祉サービス：地域包括支援センター(27 か所)

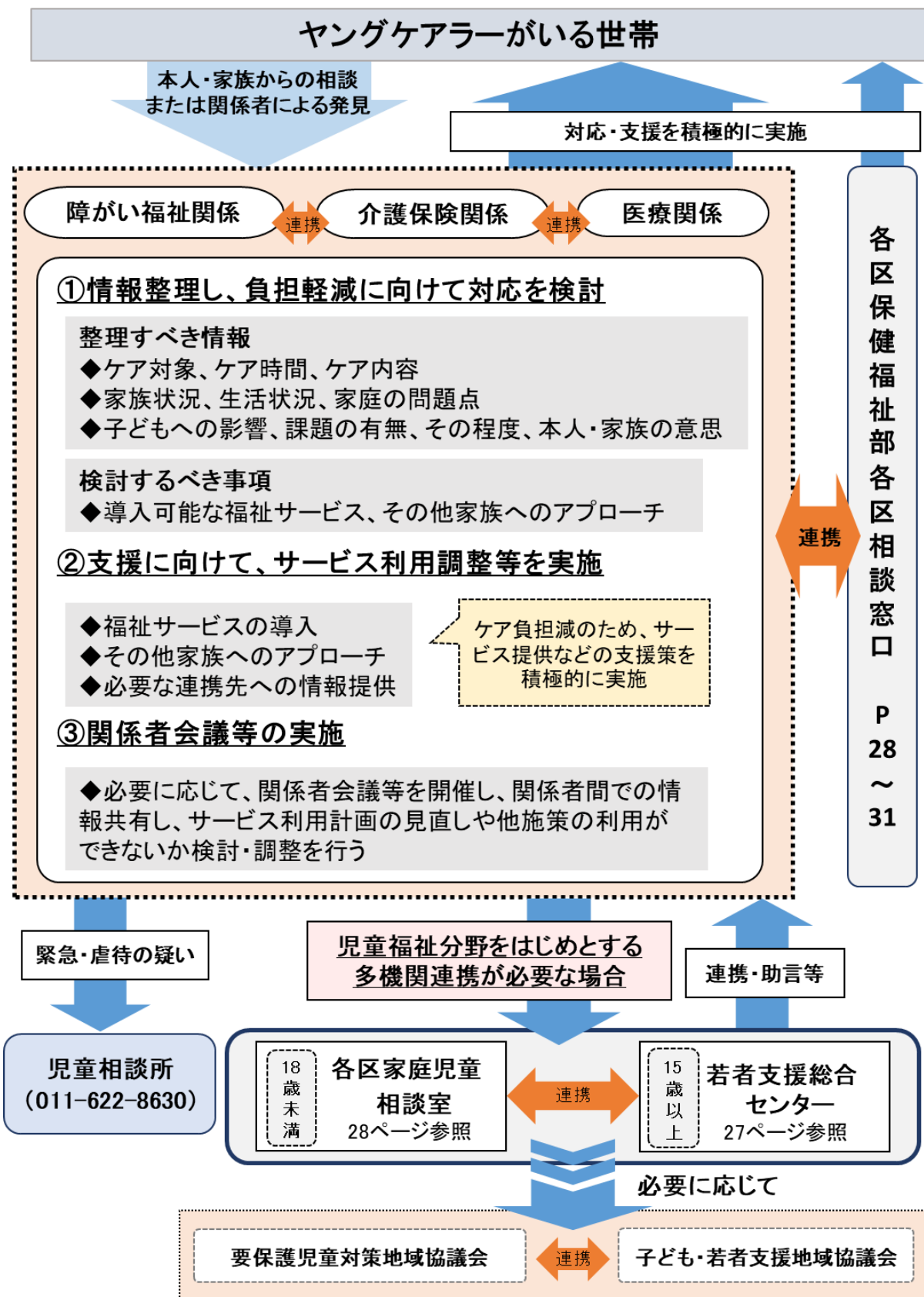
..... 以下、児童福祉分野をはじめとする多機関連携による支援が必要な場合

④依然として状況が改善されず、世帯が養育上の問題を抱えているなど、児童福祉分野を始めとする多機関連携が必要な場合は、区家庭児童相談室や若者支援総合センターに連絡し、要保護児童対策地域協議会や子ども・若者支援地域協議会のネットワーク活用を検討する。

<まとめ> 関係機関との連携の要・不要で、以下の対応が想定されます
関係機関と連携が不要：自機関のみによる対応(②)
関係機関と連携が必要：専門分野の関係機関が連携して対応(③)
多機関連携が必要：要保護児童対策地域協議会ケース等として対応(④)

<保健・福祉・医療分野の関係者が発見した場合のフロー（対応例4）>

保健・福祉・医療分野関係者職員向け



<対応例5：ヤングケアラー本人やその周囲の方が相談機関に相談したい場合>

- ①ヤングケアラーと思われる子どもや若者が、近所の住人や職場の同僚などとの会話の中で、自分自身がヤングケアラーであるかもしれないことの気づきを得る。

POINT

- ・ヤングケアラーは、自分自身がヤングケアラーであることを認識していないことがあるため、その端緒を発見した近所の住人や職場の同僚は、ヤングケアラーの相談窓口として以下の機関を紹介してください。
- ・下記の相談機関は、ご家族の方や近所の住人など、本人以外からの相談にも対応しています。

- ②ヤングケアラーと思われる子どもや若者が、各相談窓口連絡する。

なお、若者支援総合センターでは、若者（概ね 15～39 歳）が抱える様々な悩みの総合相談を受けています。

対象：18歳未満の子ども
(高校3年生含む)

子どもアシストセンター

(札幌市子どもの権利救済機関)



中央区南1条東1丁目

大通バスセンタービル1号館6階

原則18歳未満の子どもに関する相談に幅広く応じ、適切な助言や支援を行います。

■TEL(子ども専用・通話無料)

0120-66-3783

(大人用)011-211-3783

■Email assist@city.sapporo.jp

■相談時間 (日祝年末年始休)

月曜～金曜／10:00～20:00

土曜／10:00～16:00

対象：15歳～39歳まで

若者支援総合センター

(Youth+センター)

中央区南1条東2丁目

大通バスセンタービル2号館



若者が抱えるさまざまな悩みの総合相談窓口です。

適切な支援機関を紹介する機能があるため、ワンストップの相談窓口になっています。

相談窓口(センター2階)

■TEL **011-223-4421**

■Email sapporo-saposute@syaa.jp

■開設時間 (日祝年末年始休)

月曜～土曜／10:00～18:00

8 ヤングケアラーの相談窓口

【ヤングケアラーの相談窓口】

ここでは、ヤングケアラーに関する相談窓口を紹介します。

ヤングケアラーやその家族からの相談のほか、ヤングケアラーの発見者が行政の支援が必要と感じた場合には、以下の窓口へ相談・連絡をお願いします。

<ヤングケアラーやその家族・発見者からの相談>

相談窓口	相談対象	説明	連絡先
子ども アシスト センター	18 歳未満の子ども（18～19 歳の高校生も含む）	学校のこと、家庭のこと、友達や自分のことなど、様々な悩みの相談を受け付けています。 月～金：10：00～20：00 土：10：00～16：00	電話 子ども用：0120-66-3783 大人用：011-211-3783 Eメール assist@city.sapporo.jp LINE 子ども専用 
若者支援総合 センター ※子ども・若者 支援地域協議会 事務局	若者（概ね 15～39 歳）	若者やその家族等が抱える様々な悩みを相談できる総合相談窓口です。 月～土：10：00～18：00	電話 011-223-4421 Eメール sapporo-saposute@syaa.jp LINE 
24 時間子供 SOS ダイアル	18 歳未満の子どもや保護者等	子どもや保護者等が、夜間・休日を含めていつでも簡単に相談できる相談窓口です。 ※24 時間対応・年中無休	電話 0120-0-78310
子どもコーディネーター	18 歳未満の子どもや保護者、地域の子どもの居場所のスタッフ等	児童会館や子ども食堂などの子どもの居場所を巡回して、お子さんやご家族、まわりの方々から相談をお受けします。 月～金：10：00～18：00	電話 011-223-4421

<児童福祉についての相談>

相談窓口	相談対象	説明	連絡先
区家庭児童 相談室 ※区要保護児童 対策地域協議会 事務局	18 歳未満の子 ども	子どもに関係する機関や 保護者等から、18 歳未満の 子どもの福祉（家庭での養 育、不登校、非行など）に 関する相談をお受けして います。 月～金：8：45～17：15	中央区：011-205-3353 北区　：011-757-1182 東区　：011-711-3212 白石区：011-862-1881 厚別区：011-895-2497 豊平区：011-822-2423 清田区：011-889-2049 南区　：011-581-5211 西区　：011-621-4241 手稲区：011-688-8596
札幌市児童 相談所	18 歳未満の子 ども	児童虐待をはじめ、家庭で の養育に心配や問題があ る 18 歳未満の子どもの福 祉に関する相談をお受け しています。 月～金：8：45～17：15	011-622-8630
児童家庭 支援センター	18 歳未満の子 ども	児童虐待等の問題により、 在宅家庭での生活が危ぶ まれる場合の児童相談所 へのつなぎや、子どもの発 達に問題がある場合の心 理判定等を行います。	興正こども家庭支援センター 011-765-1000 (無休・8：00～18：00) 羊ヶ丘児童家庭支援センター 011-854-2415 (無休・9：00～18：00) 札幌南こども家庭支援センター 011-591-2200 (無休・緊急時 24 時間対応) 札幌乳児院児童家庭支援センター 011-879-6264 (月～金・9：00～17：00) はくよう児童家庭支援センター 011-676-5208 (月～土・9：00～17：30)
子ども安心ホ ットライン	18 歳未満の子 ども	児童虐待等の問題により、 在宅家庭での生活が危ぶ まれる場合の児童相談所 へのつなぎ等を行います。	011-622-0010 (無休・24 時間対応)

<障がい福祉サービスについての相談>

相談窓口	相談対象	説明	連絡先		
区保健福祉課 (介護障がい担当課)	障がい者	手帳や福祉サービス等の申請手続きに関する相談を受けています。	中央区：011-231-2400 北区：011-757-2400 東区：011-741-2400 白石区：011-861-2400 厚別区：011-895-2400 豊平区：011-822-2400 清田区：011-889-2400 南区：011-582-2400 西区：011-641-2400 手稲区：011-681-2400		
障がい者 相談支援 事業所	障がい者や難病のある方	障がいのある方やご家族、地域の方たちの、様々な困りごとや悩みごとをお聞きし、解決方法を一緒に探します。お住まいの区の相談支援事業所にご連絡ください。	中央区	地域生活支援センター さっぼろ	011-622-1118
				相談室ぼぼ	011-522-4112
			北区	相談室ぼらりす	011-757-1871
				相談室つぼみ	011-299-7246
				障がい相談という	011-776-6109
			東区	相談室セーボネス	011-748-3119
				相談室あさかげ	011-733-3808
			白石区	相談室あゆみ	011-350-8755
				相談室きよサポ	011-860-1750
			厚別区	相談室ますとびいー	011-299-3856
			豊平区	相談室きらら	011-854-4400
				相談室みなみ	011-825-1373
			清田区	相談支援事業所ノック	011-378-4244
			南区	ほっと相談センター	011-572-2220
				相談支援事業所 グリンハイム	011-591-5211
			西区	相談室すきっぷ	011-676-0101
				西区障がい相談支援センターアウル	011-676-7631
			手稲区	相談室こころ ていね	011-685-2861
				障がい相談あかり	011-215-8253
札幌市自閉症・発達障害支援センター (おがる)	発達障がいのある方	福祉の事業所、幼稚園や学校、企業など発達障がいのある方を支援する機関に訪問して、一緒に具体的に支援を考える取り組みを行なっています。	支援者用ダイヤル 080-3694-1950		

<高齢福祉サービスについての相談>

相談窓口	相談対象	説明	連絡先
区保健福祉課 (介護障がい担当課)	介護が必要な方	要介護認定やサービス利用等の申請手続きは、お住まいの区の保健福祉課へお問い合わせください。	中央区：011-231-2400 北区：011-757-2400 東区：011-741-2400 白石区：011-861-2400 厚別区：011-895-2400 豊平区：011-822-2400 清田区：011-889-2400 南区：011-582-2400 西区：011-641-2400 手稲区：011-681-2400
地域包括支援センター	65 歳以上の高齢者やその家族、地域福祉関係者、介護保険サービス事業者等	高齢者の方々が住み慣れた地域でいつまでも暮らせるように必要なサービスの調整や、様々な方面から支援を行うなど、高齢者の総合相談窓口、支援機関として、市内 27 か所に設置しています。	お住まいの地区によって担当する地域包括支援センターが異なります。 以下のホームページより、地区をご確認の上、担当する地域包括支援センターへご連絡ください。 https://www.city.sapporo.jp/kaigo/k100citizen/k170houkatuyobou.html
介護予防センター	65 歳以上の高齢者やその家族、地域福祉関係者	介護予防の拠点として、また、地域の高齢者の身近な相談窓口の機能を担い、地域包括支援センターの業務の一部を補完する機関として、市内 53 か所に設置しています。	お住まいの地区によって担当する介護予防センターが異なります。 以下のホームページより、地区をご確認の上、担当する介護予防センターへご連絡ください。 https://www.city.sapporo.jp/kaigo/k100citizen/k170houkatuyobou.html

<その他の保健福祉サービスについての相談>

相談窓口	相談対象	説明	連絡先
区保健センター	妊娠・出産・育児等に関する相談	母子健康手帳の交付、乳幼児健診、各種教室等についての相談をお受けしています。	中央区：011-205-3352 北区：011-757-1181 東区：011-711-3211 白石区：011-862-1881 厚別区：011-895-1881 豊平区：011-822-2472 清田区：011-889-2049 南区：011-581-5211 西区：011-621-4241 手稲区：011-681-1211
区保護課	生活保護に関する相談	生活保護についての相談をお受けしています。	中央区：011-231-2400 北区：011-757-2400 東区：011-741-2400 白石区：011-861-2400 厚別区：011-895-2400 豊平区：011-822-2400 清田区：011-889-2400 南区：011-582-2400 西区：011-641-2400 手稲区：011-681-2400
母子・婦人相談員	ひとり親家庭に関する相談	母子家庭と寡婦の福祉向上のため、生活全般に関して相談を受けています。 (9:45～16:30)	中央区：011-205-3354 北区：011-757-2564 東区：011-711-3215 白石区：011-861-0336 厚別区：011-895-2512 豊平区：011-822-2473 清田区：011-889-2051 南区：011-522-5785 西区：011-621-4242 手稲区：011-688-8597
ひとり親家庭支援センター	ひとり親家庭と寡婦	生活一般にかかる総合相談、法律相談、心療相談及び就業相談事業等を実施しています。	一般相談：011-631-3353 (月～金：12:00～19:00) (土日祝：10:00～17:00) 父子相談：011-632-7132 (火・木：12:00～19:00 (祝日の場合：10:00～17:00)) (土：10:00～17:00)

相談窓口	相談対象	説明	連絡先
札幌市生活 就労支援 センター 「ステップ」	様々な理由により、仕事や生活に不安を抱えている方	生活不安につながっている要因の解決に向け、特に就労に関する様々な支援を主体的に取り組むほか、その他の不安要因について専門的な支援を行っている関係機関へのつなぎや調整を行います。	011-211-1766 (月～金・9:00～17:00)
札幌市 ホームレス 相談支援 センター 「JOIN」	居所を失った方、または失うおそれのある方（生活保護受給者を除く）	居所を失った方に対して、一定期間宿泊場所や衣類を提供するとともに、個々の自立支援プランを作成するなど、生活再建に向けたサポートを行います。	0120-887-860 (月～金・10:00～18:00)

TOPICS

ヤングケアラー同士のピアサポート ～ヤングケアラー交流サロン～

家族のケアを担っている当事者の居場所となるよう、札幌市内に在住・在学するおおむね15歳～18歳未満の子どもを対象とした「ヤングケアラー交流サロン」を月に1回開催しています。

交流サロンでは、会場とオンラインをつなげて当事者同士が交流を深めるほか、希望に応じて相談員による相談支援も行っています。



開催日時：毎月第2土曜日 14時00分～15時30分

※上記時間後も自由な会話を楽しむことができます

開催場所：中央区中島公園近くまたはオンライン

※開催場所は申込者に個別にお知らせしています

参加方法：①開催場所に参加 ②オンラインで参加

対 象：おおむね15歳～18歳未満の子ども

※上記年齢以外の方もご参加することができます

問い合わせ先（受託者）

札幌市若者支援総合センター

■電 話 011-223-4421

(月～土/10:00～18:00)

■メール sapporo-carer@syaa.jp

9 ヤングケアラーの負担軽減につながるサービス

【負担軽減につながるサービス】

ヤングケアラー本人に障がいなどがある場合を除き、ヤングケアラーに対して直接的に提供できる公的サービスはまだ限られているのが現状ですが、ここでは、ケース別のサービスの提供例をご紹介します。

<ケース別のサービス提供例>

	ケース例	提供サービス・措置等の例
1	ヤングケアラー本人の息抜きが必要な場合	・居場所の提供（子ども食堂、子育て支援拠点、若者交流拠点等） ・ケア対象者のレスパイト入院 ・子どものレスパイトを目的とした一時的な保護対応 ・子育て短期支援事業（ショートステイ等）
2	ヤングケアラー本人や家族が経験を共感できる相手を求めている場合	・ヤングケアラー同士のピアサポート（32 ページ参照） ・家族会（障がい、依存症、認知症等）
3	ヤングケアラー本人への心身のケアが必要な場合	・カウンセリング ・養護教諭等による相談対応 ・医療サービス
4	多子世帯でヤングケアラーが幼いきょうだいの世話をしている場合	・養育支援訪問サービス ・ファミリー・サポート・センターの利用 ・保育所の利用調整 ・放課後児童クラブ・児童館の利用調整 ・乳児の一時預かり ・子育て短期支援事業（ショートステイ等）
5	日常生活の支援をする場合	・家事支援 ・食事の提供（フードバンク、子ども食堂等） ・日用品の提供 ・金銭管理支援 ・行政手続きの支援
6	学習支援が必要な場合	・学校による支援 ・フリースクール等の利用 ・生活困窮世帯の子ども学習支援 ・進路相談

	ケース例	提供サービス・措置等の例
7	人生設計を一緒に考える 大人が必要な場合	・ 若者向け総合相談 ・ 児童家庭支援センター等への相談 ・ 学校の担任への相談
8	ヤングケアラーがケアを する対象者又は本人に障 害等がある場合	・ 障がい福祉サービス ・ 訪問看護 ・ 自立支援医療
9	ヤングケアラーがケアを する対象が高齢者の場合	・ 介護保険サービス ・ 介護保険以外の高齢福祉サービス
10	ヤングケアラーがケアを する対象者又は本人に医 療ケアが必要な場合	・ 訪問看護を含む医療サービス ・ 通院サポート ・ レスパイトケアを目的としたショートステイ
11	経済的支援（経済的自立） が必要な場合	・ 生活保護 ・ 生活困窮者自立支援機関の支援制度の活用 ・ 補助金の活用 ・ 社会福祉協議会の総合支援資金の受給 ・ 就学援助制度の活用 ・ 奨学金の活用 ・ 就労支援 ・ 障害年金受給 ・ 傷病手当金受給
12	ヤングケアラーがケアを する対象者に日本語通訳 が必要な場合	・ 行政等の通訳サービス ・ 外国語による情報発信
13	ヤングケアラーがケアす る対象者にコミュニケー ション支援が必要な場合	・ 手話通訳等の派遣サービス
14	生活環境を一新する必要 がある場合	・ 母子生活支援施設への入所 ・ 里親委託 ・ 成年後見人手続きの実施

10 参考事例（『ヤングケアラー支援参考事例集』（北海道）より抜粋）

ケース 1

1 ヤングケアラー本人

高校1年生女子（以下、「本人」という。）

2 家族構成

○本人、父 2人世帯

3 介護、支援を要する家族の状況（病名等）

○父 頸椎損傷による上下肢麻痺、膀胱瘻、人工肛門によるストーマ装着。日常的にベッド上の生活。車いすへの移乗に見守り等の介助が必要な状態

4 ヤングケアラーの介護、支援の内容

○父のストーマ交換（排泄物がたまったらトイレに捨てる）、衣類の交換の介助（汚れた時のみ）、家事全般（食器洗い、片づけ等）、見守り（夜間は父親の近くで寝ている）

5 発見時の状況等

発見した人	気がついたきっかけ	発見当時の問題点
○学級担任 右に記載のノート（1枚）を発見し、教頭に相談	○教室内で「死にたい」など自暴自棄な言葉をノート（1枚）に殴り書きしている様子を発見	○本人がヤングケアラーであるかもしれないという推察の弱さ ○入学当初の欠席や遅刻の原因分析の不足

ヤングケアラーの視点	発見当時のサポート実態	子ども本人の認識や意向
○父が下半身不随（車椅子） ○同居家族は当該生徒のみ ○町内在住である親族と、父及び当該生徒との関係性 ○月曜日に遅刻をすること	○平日は1日4～5時間 ○福祉サービス利用状況 ・身体介護（清拭、洗髪、シャワー浴、便破棄等）週4回 ・家事援助（掃除、洗濯、調理、買い物等）週2回 ・訪問看護（リハビリ等）週4回	○当初、父の世話をするのは当たり前（仕方ない）という捉え方 ○時間がたつ中で、辛さを表出し高校卒業後は自宅を離れ生活したいという意思が芽生えている ○外部にも相談できる相手（SC・町保健師）がいる

6 実際の支援内容

○本人による、「世話をする上での大変なことリスト」の記入（負担感の大きさを自他共に理解しやすいためのもの）

○学校が上記に基づいて町の保健福祉課に連絡し、要対協開催を依頼

○要対協にて、関係者で情報共有及び問題点の整理、工夫・対策事項・役割分担等を明確化する

○父に対して：介護・福祉サービス内容変更の相談、町保健師による定期的な面談

本人に対して：学校（教員）・SC・町保健師による定期的な面談の実施

7 追加で考えられる支援や負担軽減（一例）

○父親、祖母、叔母等への保健師等による面談の継続（家族の協力）

○介護サービスの土日への導入を検討

○父親の自立に向けた支援

ケース 2

1 ヤングケアラー本人

中学2年生女子（以下、「本人」という。）

2 家族構成

○祖母と本人、長女（就労している）、叔父（途中から家に入り込む）4人世帯

3 介護、支援を要する家族の状況（病名等）

○祖母の要介護、高齢となり体調不良に見舞われ介護が必要な状態となってしまった

○家族の生活力の不足・・・他の家族も祖母を見れないため本人が面倒を見ざるを得ない

4 ヤングケアラーの介護、支援の内容

○祖母の介護をしなければならない

○家事全般を担わなければならない

5 発見時の状況等

発見した人	気がついたきっかけ	発見当時の問題点
○学級担任	○登校しない ○連絡が取れない ○祖母の姿がない	○祖母が寝たきりになって いた ○本人は家のことを日常的 に行っていた

ヤングケアラーの視点	発見当時のサポート実態	子ども本人の認識や意向
○祖母の不調、倒れてしまっ た ○本人の怠学もあり ○様々な意欲の喪失 ○家族全体の生活力の不足	○祖母への福祉介入 ○ゴミ屋敷の解消 ○要介護認定を行った	○本人の勉学進学在意欲が 不明 ○祖母はもともと本児に対 し大学へ進学させたいと いう強い希望を抱いてい たが、自身の不調によりそ れどころではなくなって しまった

6 実際の支援内容

○学校管理者に報告

○学校管理者より市社会福祉課に連絡

○介護が必要な祖母への介入

○叔父の出現による協力依頼、そこで一気に解決に向かい進んだようであったが、実はこの叔父も家の中に入り込み居候となってしまった

7 追加で考えられる支援や負担軽減（一例）

○祖母に福祉の介護が入っただけでは本児の負担が軽減し、学習意欲を保持して登校し勉学に向かうことにはならない、不登校は解消しなかった

○本人には家族とは違う大人が介入し、生きてゆくことへの様々なアドバイスが必要と思われる

○ヤングケアラー問題は、小手先だけではなく根本の課題解決が必要である

ケース 3

1 ヤングケアラー本人

高校2年生男子（以下、「次男」という。）、中学2年生女子（以下、「長女」という。）

2 家族構成

- 父親（アルバイト）、母親（無職）、長男（成人）、次男、長女の5人世帯
- 準要保護家庭

3 介護、支援を要する家族の状況（病名等）

- 母親が精神疾患を患い自宅療養中（通院・投薬治療中）

4 ヤングケアラーの介護、支援の内容

- 食事の用意や身の回りの家事はそれぞれが自分の事をしている。

5 発見時の状況等

発見した人	気がついたきっかけ	発見当時の問題点
○学校	○次男、長女から学校への相談	○父親の暴言、暴力の心配 ○夫婦喧嘩の心配 ○母親の病状の心配 ○経済面の心配

ヤングケアラーの視点	発見当時のサポート実態	子ども本人の認識や意向
○母親が精神疾患である ○子ども達が学校で「家事をしている」と話している	○家事はそれぞれが食事の用意や洗濯等をしている ○福祉サービスなどの支援はない	○ヤングケアラーであることを認識していない ○家庭の状況を誰にも話していなかったが、学校へ相談したことにより担任、養護教諭、SCと相談できる相手が増えた

6 実際の支援内容

- 長女との信頼関係づくりと継続的な教育相談の実施と見守り（学校、SC、SSW）
- 家庭及び母親への継続的な関与（学校、SC、元民生児童委員）
- 保護者の困り感を引き出し具体的支援に繋がるためのアプローチ（学校、SC、教育相談所）
- 地区子ども支援ネットワークでの情報共有、情報収集と検討（学校、民生児童委員、各関係機関）
- ケース会議、サポート会議を実施し、校内の支援体制の整備（担任、養護教諭、管理職の役割について）
- 全市教育相談スタッフ会議での情報共有、情報収集と検討
- SCによる継続的なカウンセリングの実施

7 追加で考えられる支援や負担軽減（一例）

- 福祉サービスの活用
- 福祉機関による家計指導の活用
- 父親へのアプローチ
 - ・学校が面談を行い、学校が家庭への支援を行うことを理解
- 母親へのアプローチ
 - ・学校による家庭訪問、SCによるカウンセリングの実施

ケース 4

1 ヤングケアラー本人

中学1年生女子（以下、「本人」という。）

2 家族構成

- 母親、本人、長男（小学4年特別支援学級在籍）の3人世帯（父親は死別）
- 母親は父親の死後、精神的疾患を発症し精神科に定期通院
- 本人、長男とも児童精神科に定期通院

3 介護、支援を要する家族の状況（病名等）

- 母親 自律神経失調症、不安障害、精神的に不安定な状況が続き、ほぼ昼夜逆転の状況

4 ヤングケアラーの介護、支援の内容

- 母親の状態により、食事の用意等を長女が行うことが度々ある。
- 母親は一人で外出することが困難で、本人が付き添うことが度々ある。

5 発見時の状況等

発見した人	気がついたきっかけ	発見当時の問題点
○市子ども相談課、市福祉課、市教委、民生委員、放課後デイサービス、学校関係者等のケース会議での確認	○長男、本人の不登校傾向、遅刻の増加、身なり、アトピー性皮膚炎の悪化によるネグレクトの疑いからのケース会議の開催	○母親の病状等の共通理解がなされていなかった ○当該家庭へ福祉等による支援体制が確立されていなかった ○当該児童、生徒の生活実態及び状況把握も不十分であった

ヤングケアラーの視点	発見当時のサポート実態	子ども本人の認識や意向
○本人が母親の状態を心配し不登校傾向になっている ○長男の登校に長女が付き添うことがある	○食事等はしていることからネグレクトの認定は困難 ○母親との関係作りを市子ども課、福祉課、民生委員が担当 ○長男、本人の登校支援、カウンセリング等は学校が担当	○長男、本人とも母親を嫌っているわけではなく、大きな問題として認識していない ○本人は家の中が汚れていることや母親が部屋から出てこないことを心配している

6 実際の支援内容

- 学校
 - ・SCとの連携により、当該生徒の定期的なカウンセリングを実施
 - ・学年スタッフを中心とした登校支援
- 市子ども相談課
 - ・定期的な家庭訪問
 - ・母親及び子どもの病院受診時の付き添い
 - ・来校し子どもからの家庭内の状況の聞き取り

7 追加で考えられる支援や負担軽減（一例）

- 母親の診断名では市福祉課の介入が不可とのことから、幅広い支援体制の確立が必要
- ネグレクトの認定により子どもの保護、安全確保。母親への入院勧奨等による治療。

11 情報の集約について

【ヤングケアラーの把握】

現在、国はヤングケアラーの支援対策強化として、情報集約の枠組み作りを進めています。

本ガイドライン運用に伴いましては、国の枠組みが示されるまでの当面の暫定対応として、下記の市関係機関を対象に支援が必要と判断したヤングケアラー件数を集計していく予定です。

今後の国の検討に伴い、集計方法の変更等を行う可能性がありますので、ヤングケアラーの発見・支援に関わる皆様におかれましても、その際はご協力をお願いいたします。

<ヤングケアラーの把握方法>

把握対象：区保健福祉課、区健康・子ども課、区保護課、児童相談所、子どもアシストセンター、若者支援総合センター

集計方法：4半期ごとに、下記様式により集計

- ・ 本入力シートは、札幌市内における支援が必要なヤングケアラーの大まかな数とその連絡経路を把握するためのものです。
- ・ 入力対象は、関係部局において『令和5年1月以降に発見者からの連絡・相談により把握したヤングケアラー』のうち、『ヤングケアラーとして関係機関による連携した支援が必要と判断したもの』です。
- ・ 判断に迷う場合は、ヤングケアラー支援ガイドライン19・20・22・24ページの対応例をご確認いただき、④に到達したものを対象としてください。
- ・ 入力は、連絡を受けた関係部局が、その時点の情報により行ってください。

令和●年度

(所属)

連絡・相談 があった月	当月に把握した 支援が必要な ヤングケアラー	連絡・相談元				
		学校関係者	地域の関係者	保健・福祉 ・医療分野 の関係者	札幌市の 関係部局	その他
4月						
5月						
6月						
7月						
8月						
9月						
10月						
11月						
12月						
1月						
2月						
3月						